

民間投資活性化等のための 税制改正大綱

Contents

1. 復興特別法人税の
廃止前倒し
2. 生産性向上設備投資促進
税制の創設
3. ベンチャー投資促進税制
の創設
4. 事業再編促進税制の創設
5. 中小企業投資促進税制の
延長・拡充
6. 研究開発税制の延長・拡充
7. 所得拡大促進税制の
延長・拡充

平成25年10月1日、政府は、来春の消費税率引上げを正式決定しました。消費税率(国・地方)は平成26年4月1日より5%から8%に引き上げられます。消費税率の引上げによる反動減を緩和し、景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り、持続的な経済成長につなげるため、経済政策パッケージも同時に決定されました。5兆円規模のさまざまな経済対策の中には、民間投資を活性化するための政策税制も含まれています。

同日に公表された与党の「民間投資活性化等のための税制改正大綱(以下、「大綱」)」には、新たな企業向け減税措置が数多く盛り込まれています。この税制改正は、消費税率引上げに伴う経済対策と成長力強化のための対策として、通常の年度改正から切り離して前倒しで決定されたものです。本稿においては、企業向け減税措置のうち主要なものについて説明します。

1. 復興特別法人税の廃止前倒し

平成24年4月より、通常の法人税に加えて、復興特別法人税(通常の法人税額の10%相当分)が3年間の時限措置として課されています。この復興特別法人税を一年前倒しで廃止することが検討されます。本年12月中には結論が出る予定です。この廃止により、平成26年4月より、法人税(東京都・地方税含む)の実効税率は、38.01%から35.64%に低下します。また、さらなる法人実効税率引下げについても、今後速やかに検討が開始されます。

2. 生産性向上設備投資促進税制の創設

企業の設備投資の水準は、長きに亘って減価償却費やキャッシュフローの範囲内に留まってきました。このため、設備は老朽化・劣化し、生産性の伸び悩みの要因となっています。こうした状況を打破するため、平成25年度税制改正において「国内生産等設備投資促進税制」が創設されました。これに加えて、今回の大綱においては、生産性の向上につながる設備、具体的には生産性の高い先端的な設備への投資や、生産ラインやオペレーションの改善のための設備への投資を対象に、即時償却又は税額控除ができる制度が創設されます。製造業のみならず、物流・流通サービス業をはじめとする非製造業も活用可能な制度です。



産業競争力強化法(仮称、秋の臨時国会に提出予定)の制定に伴い、同法の施行の日から平成28年3月31日までの間に、生産等設備(注1)を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、同法に規定する生産性向上設備等(仮称、注2)に該当するもののうち、一定の規模以上のもの(注3)の取得をして、その生産性向上設備等を国内にあるその法人の事業の用に供した場合には、その普通償却限度額との合計で、その取得価額までの特別償却(即時償却)とその取得価額の5%(建物及び構築物については、3%)の税額控除との選択適用ができることとされます。ただし、税額控除における控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とします。なお、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に取得をしたものについては、その取得価額の50%(建物及び構築物については、25%)の特別償却とその取得価額の4%(建物及び構築物については、2%)の税額控除との選択適用となります。

また、平成26年4月1日以前に終了する事業年度において産業競争力強化法の施行の日から平成26年3月31日までの間に対象資産の取得をした場合には、平成26年4月1日を含む事業年度において、特別償却相当額又は税額控除相当額の償却又は控除ができることとされます。

(注1)「生産等設備」とは、その法人の事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいい、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等は除かれています。

(注2)「生産性向上設備等」とは、「先端設備」及び「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」として産業競争力強化法に規定されるものをいいます。

「先端設備」とは、先端性に係る設備要件を満たす機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備及びソフトウェアをいいます。機械装置については、対象となるものの用途・細目の限定はありません。なお、先端性に係る設備要件を満たすためには、次の①及び②のいずれにも該当する必要があります(中小企業者等が取得するものについては、一部要件が緩和されています)。

①最新モデル(機械装置:10年以内、工具:4年以内、器具備品:6年以内、建物及び建物附属設備:14年以内、ソフトウェア:5年以内に、それぞれ販売が開始されたもので最も新しいモデルをいう。ただし、販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデルを含む)であること。

②旧モデル比で生産性(単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等)が年平均1%以上向上するものであること。

「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」とは、生産性の向上に係る要件を満たすことにつき経済産業局の確認を受けた投資計画に記載された機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアをいいます。なお、生産性の向上に係る要件は、投資計画における投資利益率が15%以上(中小企業者等にあつては、5%以上)であることとされます。

(注3)「一定の規模以上のもの」とは、例えば、機械装置であれば1台又は1基の取得価額が160万円以上のものをいいます。

(図1) 生産性向上設備投資促進税制

	産業競争力強化法の施行日～平成28年3月31日までの取得(注)	平成29年3月31日までの取得
機械装置など	即時償却又は5%税額控除	50%特別償却又は4%税額控除
建物、構築物	即時償却又は3%税額控除	25%特別償却又は2%税額控除

(注)平成26年3月31日以前に終了する事業年度における取得分については、平成26年4月1日を含む事業年度において相当額の償却又は税額控除ができることとする

3. ベンチャー投資促進税制の創設

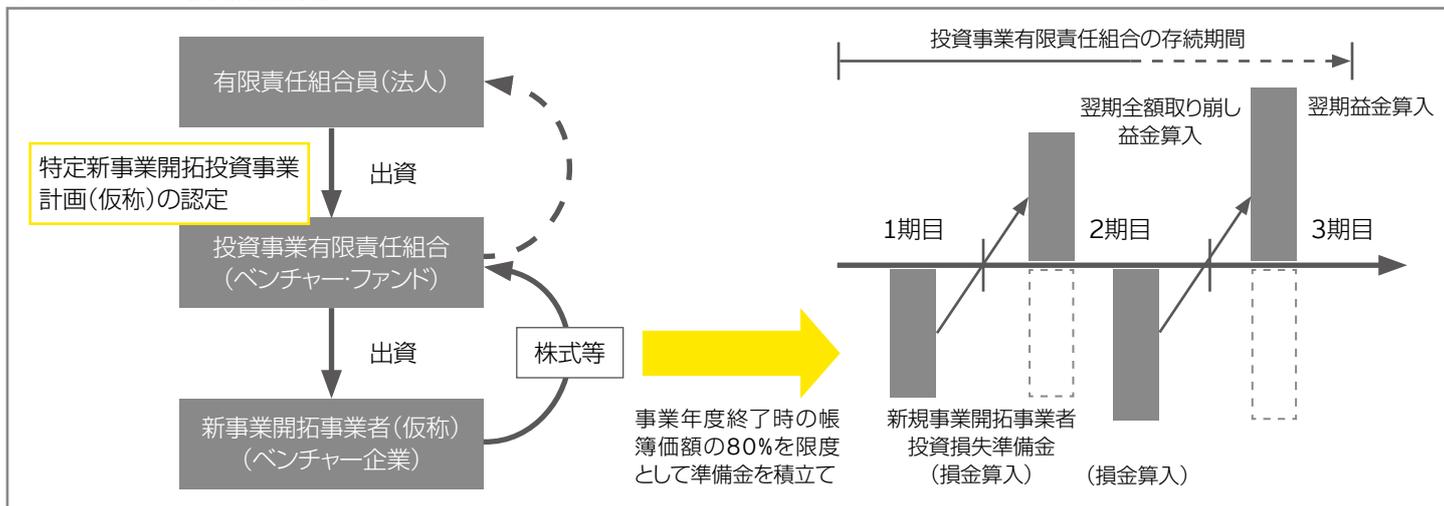
産業の新陳代謝を進める上で、多くの人や中小企業が創業や新たな事業にチャレンジしやすい環境を整備する必要があります。そのためには、ベンチャー企業に対して、十分なリスクマネーの供給、ベンチャー企業と取引先企業の橋渡し、事業化に必要なノウハウ・技術などの支援を同時に行っていく必要があります。このため、特にこうした環境の整備が急がれる事業拡張段階にあるベンチャー企業などへの支援を徹底するため、産業競争力強化法において必要な経営支援等を行うベンチャー・ファンドを認定する仕組みを設けることとし、税制においてもこうしたベンチャー・ファンドを通じた企業の投資を促進するため、その損失リスクに備えるための措置を講ずることとしています。

産業競争力強化法の制定に伴い、同法の施行の日から平成29年3月31日までの間に同法に規定する特定新事業開拓投資事業計画(仮称)について認定を受けた投資事業有限責任組合(いわゆるベンチャー・ファンド)に係る投資事業有限責任組合契約を締結している青色申告法人(その投資事業有限責任組合の有限責任組合員に限り、その法人が適格機関投資家である場合にはその投資事業有限責任組合に対する出資予定額が2億円以上であるものに限る)が、その認定を受けた日以後にその投資事業有限責任組合に出資をし、かつ、同日からその投資事業有限責任組合の存続期間終了の日までの期間内において、その特定新事業開拓投資事業計画に従ってその投資事業有限責任組合の組合財産となる同法に規定する新事業開拓事業者(仮称、いわゆるベンチャー企業)の株式等を取得した場合において、その株式等の価格の低落による損失に備えるため、その期間内の日を含む各事業年度終了の時において有するその株式等のその終了の時における帳簿価額の合計額の80%以下の金額を新事業開拓事業者投資損失準備金(仮称)として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入できることとされます。

この準備金は、その積み立てた事業年度の翌事業年度にその積み立てた金額の全額を取り崩して、益金算入します(いわゆる洗い替え方式)。

上記の措置は、平成26年4月1日以後に終了する事業年度について適用されます。

(図2) ベンチャー投資促進税制



4. 事業再編促進税制の創設

わが国産業の過当競争・過剰供給構造を解消し、複数企業間の経営資源を融合することを通じて収益力を高めることにより、企業の競争力の強化を図る必要があります。このため、産業競争力強化法において、同業種間の事業統合を含めた収益力の飛躍的な向上を目指す事業再編を認定する仕組みを設けることとし、税制においてもこうした事業再編を行う企業のリスク負担に備えるための措置等を講じることとします。ここで想定されている事業再編とは、例えば、自社の事業部門を切り出し、他社の事業部門と統合することで、規模の拡大や技術の補完による新市場展開・競争力強化を実現するような事業再編などです。

産業競争力強化法の制定に伴い、同法の施行の日から平成29年3月31日までの間に同法に規定する特定事業再編計画(仮称)について認定を受けたものが、積立期間(注1)内の日を含む各事業年度のその積立期間内において、その特定事業再編計画に記載された同法に規定する特定事業再編(仮称)に係る同法に規定する特定会社(仮称)の特定株式等(注2)の取得(その特定事業再編前の取得を除く)をし、かつ、その特定株式等をその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、その特定株式等の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、その特定株式等の取得価額の70%以下の金額を特定事業再編投資損失準備金(仮称)として積み立てたとき(その特定事業再編をした最初の事業年度において、その特定事業再編前からその最初の事業年度終了の日

まで引き続き有しているその特定会社の特定株式等の帳簿価額の70%以下の金額を特定事業再編投資損失準備金として積み立てた場合を含む)は、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入できることとされます。

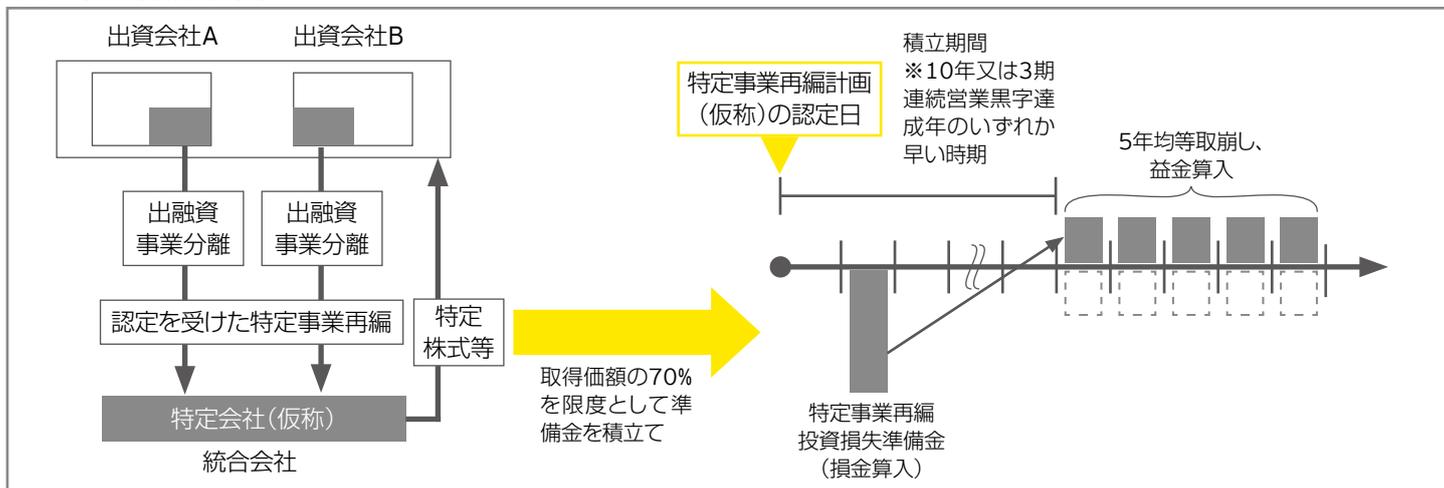
この準備金については、その積立期間終了の日を含む事業年度の翌事業年度から5年間で、その積立期間終了の日を含む事業年度終了の時の準備金残高の均等額を取り崩して、益金算入します。

上記の措置は、平成26年4月1日以後に終了する事業年度について適用されます。なお、平成26年4月1日以前に終了する事業年度において、産業競争力強化法の施行の日から平成26年3月31日までの間に特定株式等の取得をした場合には、平成26年4月1日を含む事業年度において、その準備金積立相当額の損金算入ができることとされます。

(注1)「積立期間」とは、その法人がその特定事業再編計画について認定を受けた日から同日以後10年を経過する日(その特定事業再編計画に記載された特定事業再編に係る特定会社が、同日までに3期連続で営業利益を計上した場合には、その営業利益を計上した最後の事業年度終了の日)までの期間をいいます。

(注2)「特定株式等」とは、設立もしくは資本金の額等の増加に伴う金銭の払込み、合併、分社型分割若しくは現物出資に伴い取得する特定会社の株式(出資を含む)又はその特定会社に対する貸付金に係る債権をいいます。

(図3) 事業再編促進税制



5. 中小企業投資促進税制の延長・拡充

わが国の地域経済及び雇用を支える中小企業の一層の活躍を支援するため、中小企業投資促進税制(中小企業が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度)が拡充されます。

この制度について、以下の見直しを行った上、その適用期限が平成29年3月31日まで3年間延長されます。

産業競争力強化法の制定に伴い、中小企業者等(注1)が同法の施行の日から平成29年3月31日までの間に取得をした本制度の適用対象となる特定機械装置等のうち生産性向上設備投資促進税制の生産性向上設備等に該当するものについては、即時償却(現行:30%の特別償却)又は取得価額の7%(特定中小企業者等(注2)にあつては、10%(現行7%))の税額控除との選択適用ができることとされます。税額控除における控除限度超過額については、1年間の繰越しができます。この制度拡充により、資本金1億円以下(3,000万円超)の中小企業も、一定の要件のもとで税額控除制度の対象となります。

また、平成26年4月1日以前に終了する事業年度において産業競争力強化法の施行の日から平成26年3月31日までの間に生産性向上設備等に該当するものの取得をした場合には、平成26年4月1日を含む事業年度において、特別償却相当額又は税額控除相当額の償却又は繰越しができることとされます。

(注1)「中小企業者等」とは、資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下の法人等又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するものをいいます。

(注2)「特定中小企業者等」とは、資本金の額もしくは出資金の額が3,000万円以下の法人等又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するものをいいます。

(図4) 中小企業投資促進税制

資本金	現行	改正案(注)
3000万円超 1億円以下の法人	30%特別償却 (税額控除なし)	即時償却 又は7%税額控除
3000万円以下の 法人	30%特別償却 又は7%税額控除	即時償却 又は10%税額控除

(注) 制度の対象資産(特定機械装置等)が、生産性向上設備投資促進税制の対象設備等である場合

6. 研究開発税制の延長・拡充

研究開発税制については、わが国の成長の源泉である研究開発投資の拡大を一層加速化させるため、制度の延長・改正がなされます。

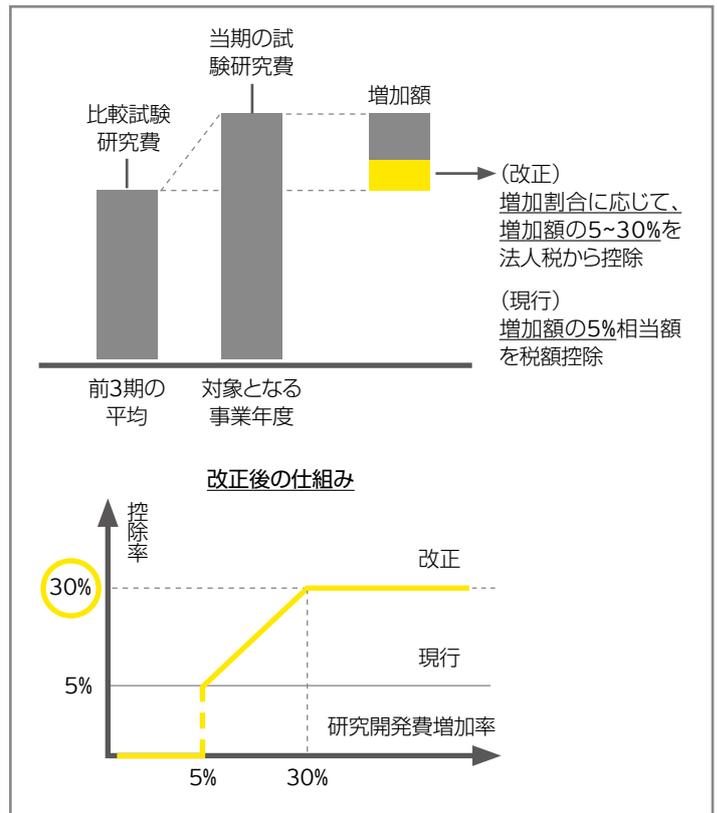
試験研究費の増加額に係る税額控除(「増加型」)又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除(「高水準型」)を選択適用できる制度(時限措置たる「上乗せ」部分)について、制度の適用期限が平成29年3月31日までに開始する事業年度まで3年間延長されます。

また、「増加型」の税額控除について、法人の増加試験研究費の額が比較試験研究費の額の5%を超え、かつ、試験研究費の額が基準試験研究費の額を超える場合には、増加試験研究費の額(注1)に30%(増加割合(注2))が30%未満の場合には、増加割合を乗じて計算した金額の税額控除ができる制度に改正されます。

(注1)「増加試験研究費の額」とは、試験研究費の額から比較試験研究費の額を控除した残額をいいます。

(注2)「増加割合」とは、増加試験研究費の額の比較試験研究費の額に対する割合をいいます。

(図5) 研究開発税制(上乗せ部分「増加型」の改正)



7. 所得拡大促進税制の延長・拡充

平成25年度税制改正において、給与等の支給を増加させた企業を優遇する所得拡大促進税制が創設されました。今般、成長戦略の実現を加速化するため、この税制について、企業にとってより使いやすいものとし、企業による賃金の引上げを強力に促すものにするとの観点から、計画的・段階的に賃上げをしていく企業を支援する仕組みに改めます。

具体的には、以下の見直しを行った上、制度の適用期限が平成30年3月31日までに開始する事業年度まで2年間延長されます。

(1) 雇用者給与等支給増加割合の要件(現行:給与等支給額が基準事業年度と比較して5%以上増加していること)を適用年度の区分に応じ次のとおり緩和します。

①平成27年4月1日以前に開始する適用年度
→ 2%以上増加

②平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する適用年度 → 3%以上増加

③平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する適用年度 → 5%以上増加

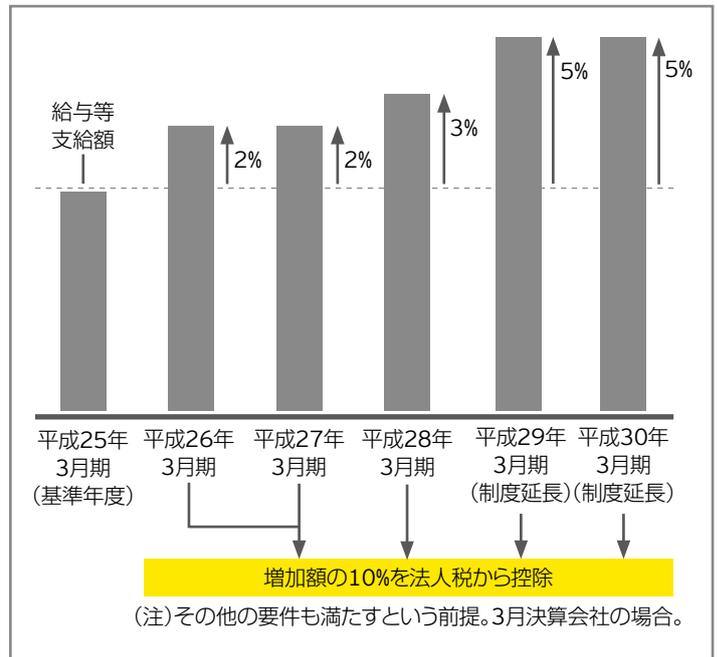
(2)平均給与等支給額に係る要件(現行:平均給与等支給額が比較平均給与等支給額(前年度の平均給与等支給額)以上であること)について、平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算の基礎となる国内雇用者に対する給与等を継続雇用者に対する給与等(注)に見直した上、平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を「上回ること」とします。

上記の改正は、平成26年4月1日以後に終了する適用年度について適用します。

なお、法人が同日を含む適用年度に改正後の制度を適用する場合において、経過事業年度(平成25年4月1日以後に開始し、平成26年4月1日前に終了する事業年度で改正前の制度の適用を受けていない事業年度)において改正後の要件の全てを満たすときは、その経過事業年度について改正後の規定を適用して算出される税額控除相当額を、その適用年度において、適用年度の税額控除額に上乗せして法人税額から控除できることとされます。年間の法人税額に対する控除限度額についても、経過事業年度の期間に応じて上乗せされます。例えば、1年決算の3月決算法人の場合は、平成26年3月期が経過事業年度に該当します。一定の要件を満たした場合には、平成26年3月期についても、雇用者給与等支給増加割合要件について緩和された要件(基準年度と比較して2%以上増加)で判定して、制度の適用を受けることが可能となります(実際の税額控除は、平成27年3月期に行うこととなります)。

(注)「継続雇用者に対する給与等」とは、適用年度及びその前年度において給与等の支給を受けた国内雇用者に対する給与等のうち、雇用保険法の一般被保険者に対する給与等をいいます。ただし、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の継続雇用制度に基づき雇用される者に対する給与等を除きます。高齢者の退職と若年者の採用による平均給与減少といった事情を考慮して、退職者・再雇用者・新卒採用者を除いて比較することになります。

(図6) 所得拡大促進税制(雇用者給与等支給増加割合要件の改正)



メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人
コーポレート・コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2013 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE CC20131015-1

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp